

吹田市スポーツ施設情報システムの利用に関する規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(登録の申請) 第4条 システムの利用者として登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用登録申請書兼口座振替納入承認申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 申請者（団体にあっては、その代表者）の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号並びに市内在勤在学者（住所が市外にあり、勤務先又は就学する学校等（以下「勤務先等」という。）の所在地が市内にある者をいう。以下同じ。）にあっては、勤務先等の名称及び所在地 (2) } (4) } 2 } (登録期間及び更新) 第8条 } 3 } 4 <u>市長は、市内在勤在学者又は団体である登録者が前項の書類を提出しないときは、当該書類の提出があるまでの間、当該登録者のシステムの利用を停止するものとする。</u>	(登録の申請) 第4条 システムの利用者として登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用登録申請書兼口座振替納入承認申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 申請者（団体にあっては、その代表者）の氏名、生年月日、住所及び電話番号並びに市内在勤在学者（住所が市外にあり、勤務先又は就学する学校等（以下「勤務先等」という。）の所在地が市内にある者をいう。以下同じ。）にあっては、勤務先等の名称及び所在地 (2) } (4) } 2 } (登録期間及び更新) 第8条 } 3 } 4 <u>第2項の規定にかかわらず、市長は、市内在勤在学者又は団体である登録者が前項の書類を提出しないときは、登録の期間を更新しないことができる。</u>